


# 令和8年度横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業について (登録事業所の訪問看護を利用していない方へのご案内)

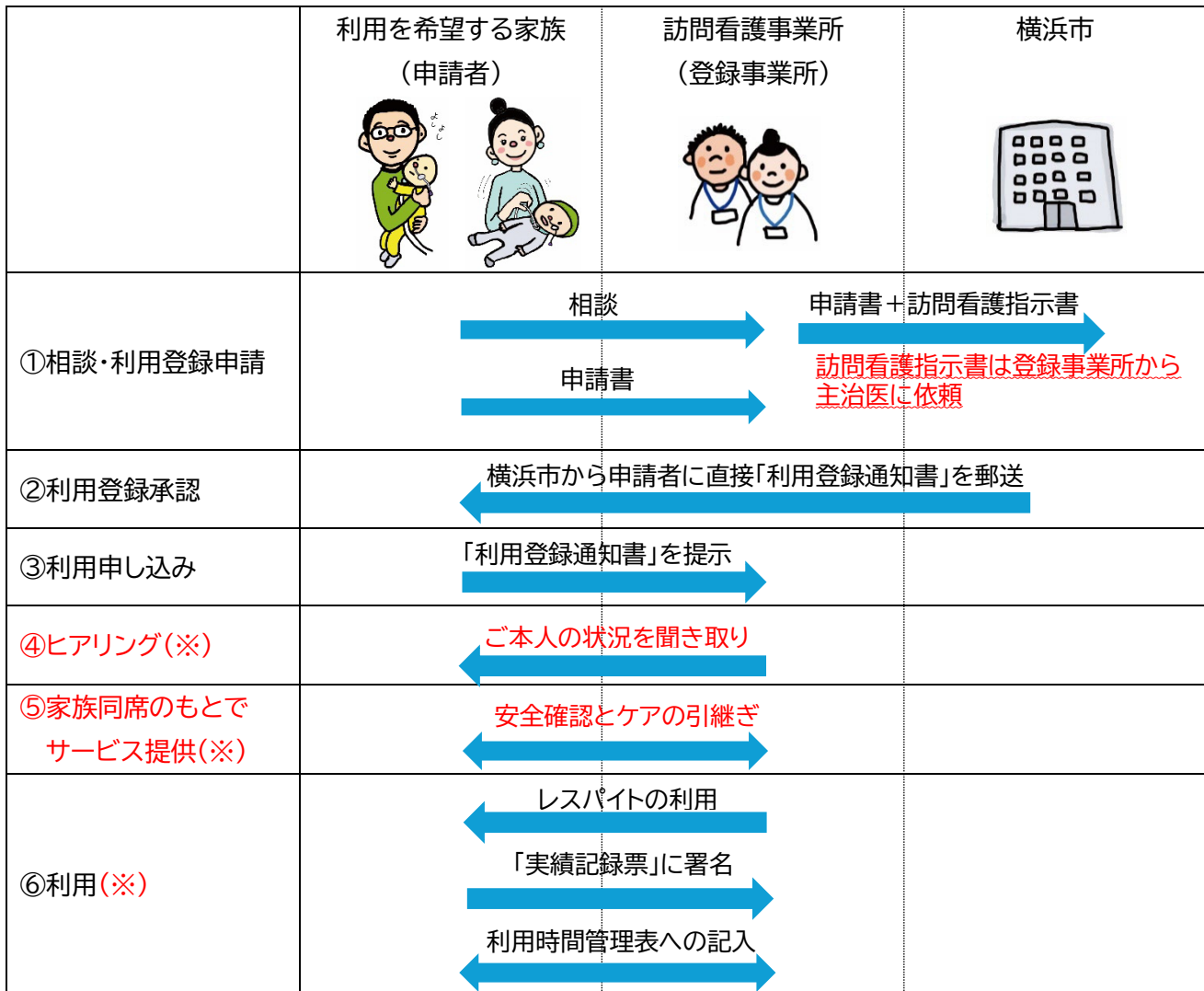
※登録事業所の訪問看護を利用していない方とは、以下の通りです。

- ・これまで訪問看護のサービスを受けていない方
- ・登録事業所以外から、訪問看護のサービスを受けている方

事業内容	在宅で生活する常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者の介護を行う家族の休息時間の確保を図るため、横浜市にレスパイト事業の登録をしている訪問看護事業所(以下、登録事業所※)から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行います。
事業の対象者	以下の全てに該当する医療的ケア児・者のご家族 ・横浜市内に住所があること ・常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者であること ただし、認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制が整っている方及び介護保険対象者は除きます。 <b>※令和8年6月から、訪問看護を利用されていない方も利用できるようになりました</b>
利用できる時間・回数	1日1回までの利用 1回あたりの利用時間は30分以上 <b>6時間以内</b> (年度内で24時間が上限) ※訪問する職員の人数にかかわらず、年間で利用できる時間は24時間です
費用	<b>利用料はかかりません。</b> 横浜市が登録事業所に対して費用をお支払いします。 ただし、利用時間を超過した場合の費用や交通費などは横浜市からお支払いしません。 利用予定の登録事業所に前もってご確認ください。
利用の流れ	利用の登録及び申請は、 <u>登録事業所を通して行います。</u> 裏面をご参照ください。 ※登録事業所は右の二次元コードから横浜市ホームページにアクセスしてご確認ください。  ホームページはこちら
留意事項	・長時間のご利用の場合は、安全確保のため、3時間を目安にスタッフが交代します。 予め事業所へご確認ください。 ・ご利用には主治医の「訪問看護指示書」が必要です(実費負担あり)。 「訪問看護指示書」は事業所から主治医へ依頼します。 ・安全確保のため、サービス提供は2名体制で実施します。 ・利用開始にあたり、2名体制でのヒアリングや家族同席でのサービス提供を行います。 これらも利用時間(訪問時間)に含まれます。

ご利用の流れについてのご相談だけでも可能です。まずはお気軽にお問い合わせください。

## 利用の流れ



(※)安全に医療的ケアを実施するため2名体制で実施します

## 利用の手続き

<p>①相談・利用登録申請 (横浜市への書類提出は登録事業所が行います)</p>	<p>この事業を利用したい方は、登録事業所にご相談の上、「利用登録申請書(第3号様式)」にご記入し、登録事業所へご提出ください。 申請書は、登録事業所または横浜市ホームページから入手できます。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【登録事業所が行うこと】 申請書の内容を確認の上、主治医からの指示書の写しを添付し、横浜市に書類を提出します。 (訪問看護指示書は、登録事業所から主治医に依頼)</p> </div>
--	--



次ページへ続きます

②利用登録承認  
横浜市が申請書の内容を確認後、「利用登録通知書(第4号様式)」を申請者へ郵送します。



③利用申し込み  
利用を申し込む際は、登録事業所に「利用登録通知書(第4号様式)」をご提示ください。  
同意事項(通知書の裏面)を確認し、利用日時について登録事業所とご相談ください。



④ヒアリング  
2名の職員により、利用者の心身の状態や生活状況等を把握するためのヒアリングを行います。



⑤家族同席のもとでサービス提供  
安全にサービスを提供するため、ご家族同席のもと、2名の職員によるサービス提供を行います。この期間は、利用者の状態や事業所の体制により異なります。実施する時間、回数、内容については利用者・ご家族と事業所が相談のうえ決定します。



⑥利用  
原則として2名の職員により、サービスを提供します。  
事業所と利用者・ご家族の双方において安全なサービス提供が可能であることが確認できた場合に限り、1名で実施します。  
利用のたびに、登録事業所が提示する「実績記録票(第5号様式)」にご署名ください。  
また、登録事業所から渡される「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」に利用ごとに記録をつけ、年度の利用時間が上限を超えないようにしてください。

事業に関するお問い合わせ先  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課  
電話:045-671-4278 FAX:045-663-2304  
メール:[kd-ikeachosa@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-ikeachosa@city.yokohama.lg.jp)



ホームページはこちら

